

(仮称) 東大阪市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない 社会づくり条例の制定について

○条例制定の経緯・考え方

本市は、東大阪市人権尊重のまちづくり条例（平成 16 年 7 月制定・令和 5 年 4 月改正）に基づき人権施策の推進に取り組んできました。一方、インターネットの普及とそれに伴う技術の進歩はめざましく、今や私たちの日常生活にインターネットは必要不可欠なものとなりました。しかしながら、インターネットの容易性、匿名性、拡散性や永続性といった特性により、従来からある人権に関する問題がより多様化、複雑化、深刻化し、誹謗中傷等が、個人の人生や社会に深刻な影響を及ぼしています。

こうした中、差別は許されないものであり、すべての人が人間としての尊厳を侵されることなく、誇りと希望をもって心豊かに生活できるまちづくりをめざしている本市においては、表現の自由に充分配慮しつつ、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を社会において無くしていくよう努めなければなりません。そのため、東大阪市人権尊重のまちづくり条例を軸としつつ、インターネット上の人権侵害に適切に対応するため、早急な条例制定が必要であると考え、令和 7 年 4 月東大阪市人権尊重のまちづくり審議会へ諮問しました。審議会では、条例の必要性や内容等について議論いただいています。

○条例の目的

インターネット上の誹謗中傷や差別的言動、プライバシーの侵害によって生じる人権侵害を防止するため、市の責務や市民・事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市民の誰もが加害者にも被害者にもならない社会づくりをめざすことを目的としています。

○用語の定義

この条例の用語については、次のとおり定めます。

誹謗中傷等：権利や利益を侵害する誹謗中傷、差別的言動、プライバシーの侵害等に該当する情報等を発信または拡散すること

被害者：誹謗中傷等により日常生活や経済活動等を害された人

行為者：誹謗中傷等を行った人

インターネットリテラシー：インターネットの利便性や危険性、基本的なルールやマナーを理解し、インターネットを正しく活用する力

市民：東大阪市内に居住・通勤・通学する人

事業者：東大阪市内で事業を行うもの（営利・非営利を問わない）

○市の責務

市は、被害者や行為者を生じさせないための施策、また被害者を支援するための施策を行う責任を

負います。

○市民の役割

市民は、自らが誹謗中傷等を行うことがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者の置かれている状況や支援の必要性について理解を深めるよう努めます。

○事業者の役割

事業者は、誹謗中傷等による人権侵害の防止の必要性を理解し、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、市が行う施策に協力するよう努めます。

○基本的施策

市は、表現の自由に配慮しながら、次の施策に取り組みます。

- (1) 市民の人権意識を高めるために必要な教育・啓発
- (2) 市民のインターネットリテラシー向上に役立つ施策
- (3) 被害者の心理的負担を軽減し、行為者による誹謗中傷等の繰り返しを防ぐための相談支援
- (4) その他条例の目的達成のための必要な施策

○人権意識の高揚とインターネットリテラシーの向上

(1) 市は、誹謗中傷等の発生を防止するため、東大阪市人権尊重のまちづくり条例の趣旨を踏まえ、人権教育・人権啓発を行います。

(2) 市は、市民がインターネットリテラシーを学べる機会を提供するため、さまざまな事業を行います。

(3) 市は、(2)を実施するにあたって、市内の教育機関等と連携して取り組みます。

○相談支援の実施

(1) 市は、被害者の心理的負担や不利益の解消を図り、行為者による誹謗中傷等の繰り返しを防ぐため、次のような施策を行います。

- ① 相談内容に応じた必要な情報の提供や助言
- ② 相談に関する専門機関の紹介
- ③ ①②以外に相談対応として必要な事項

(2) 市は、相談する方にとって相談しやすい環境づくりに努めます。

(3) 市は、被害者や行為者に限らず、誹謗中傷等に関して不安を抱える人の相談にも応じます。

○連携協力

市は、市の責務において掲げた施策を円滑に進めるため、国・大阪府・その他関係機関と連携協力を図ります。